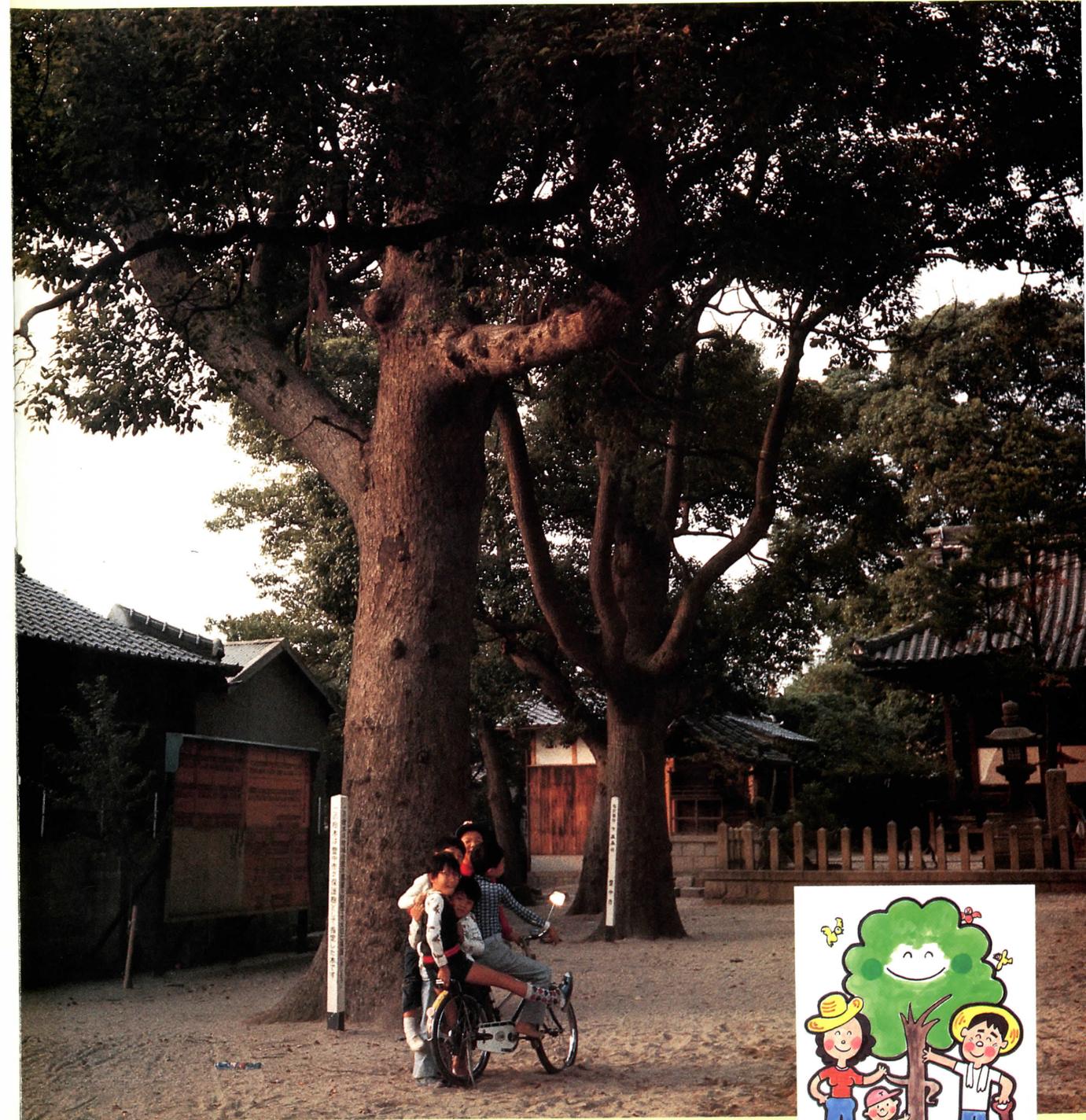




みんなで守ろう
うるおいのある街・みどりの郷土を！

豊中市樹木保護制度のあらまし

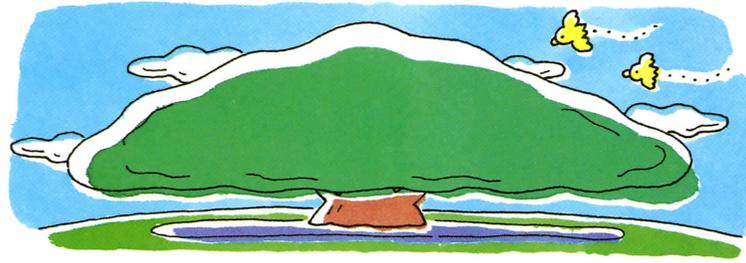


発行 / 豊中市環境部公園みどり推進課
〒560-0022 豊中市北桜塚1丁目3番1号(大門公園内)
TEL06-6843-4141 FAX06-6845-5813



とよなか

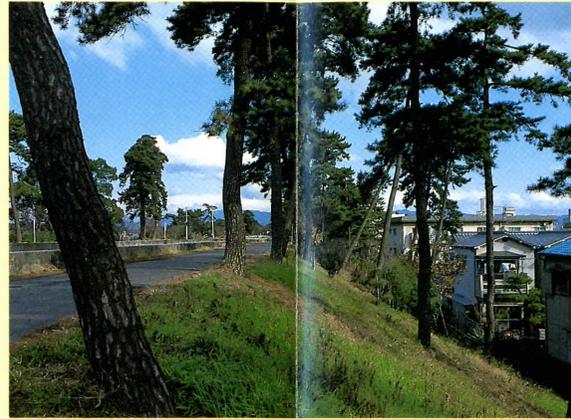
町かどにある大樹や堤にある古樹、鎮守の森としての神社・寺院の樹木など何世紀もの時代を経た森や樹木は、わたしたちにとってなにもものにも変えがたい貴重な財産です。失うことなく、つぎの世代へ引き継がなければなりません。わずかに残された自然を守るため、風致地区の指定や保護樹林・樹木の指定、松くい虫対策など、緑を守る施策に取り組んでいます。



うるおいのある快適な

豊中市樹木保護制度のあらまし

「うるおいのある快適な都市づくり」の一環として、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律や豊中市環境保全条例に基づき、市内の大木や鎮守の森の所有者の協力を得ながら、地域の貴重な財産として、保護樹木・保護樹林に指定し保護しています。



保護樹木・保護樹林として指定できる基準

保護樹木

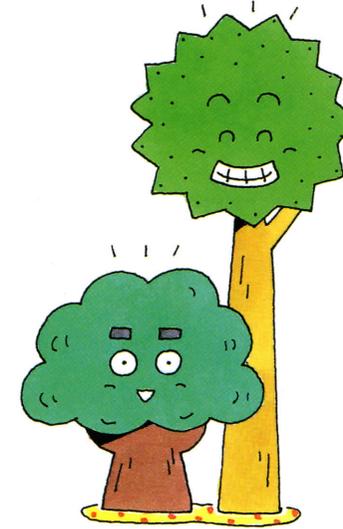
(おおむね次のいづれかに該当し、健全で、樹容が美観上すぐれていること)

- ①地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上ある木。(例:クス、ケヤキ)
- ②高さが15m以上ある木。(例:クス、ケヤキ、エノキ)
- ③株立した樹木で、高さが3m以上ある小・中灌木。(例:モクレン・ナンテン)
- ④枝葉の面積が30㎡以上あるはん登性樹木。(例:ツタ類、フジ類)

保護樹林

(その集団に属する樹木が健全で、その樹容が美観上すぐれていること)

- ①その樹木の集団する土地の面積が、500㎡以上であること。
- ②生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30m以上であること。



都市づくりを目指そう!

ここにあてはまる保護樹・樹林の所有者は、公園みどり推進課(☎6843-4141)へすぐにご連絡ください。



- ①所有者が変わったとき。(新たに所有者となった人)
- ②枯れたり傷がついているのを発見したとき。
- ③管理上、強い剪定をしようとするとき。



保護樹木・樹林の指定を受けると助成金が出ます。

- ①保護樹木 1本当たり年額10,000円。(交付最高限度額は50,000円)
- ②保護樹林は面積に応じて年額2万円~12万円。

保護樹木・保護樹林の指定の対象から除かれる場合は。



- ①文化財保護法の規定により指定、又は仮指定された樹木。
- ②森林法により指定された保安林。
- ③国、地方公共団体の所有又は管理する樹林・樹木。